

令和4年 2月 18日

羽幌町長 駒井久晃 様

羽幌町国民健康保険運営協議会  
会長 磯崎清人

令和3年第1回羽幌町国民健康保険運営協議会の開催結果（答申）について

厳寒の候 貴職にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和4年2月16日付けにて貴職より諮問された下記の内容について  
羽幌町国民健康保険条例施行規則第10条の規定により答申します。

記

- 議案第1号 国民健康保険税賦課限度額の改正（案）について 「承認する」
- 議案第2号 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入 「承認する」  
について
- 報告第1号 国民健康保険税賦課方式の検討について 「承認する」
- 書面議決書 別添のとおり

# 議 案 第 1 号

国民健康保険税賦課限度額の改正（案）について

# 1 国民健康保険税賦課限度額の改正について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）及び介護納付金賦課額（介護分）の合算額であり、それぞれが応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）と応能負担部分（所得割・資産割）により構成されていますが、たとえ保険税負担能力がある世帯であっても、受益の限度と懸け離れた保険税が賦課されることは望ましくないとの考えから、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額のそれぞれについて、賦課額の上限（賦課限度額）が設けられています。

国は社会保障制度改革で「負担能力に応じた負担」を掲げており、中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から賦課限度額を引き上げ高所得層により多く負担を求める方針ですが、3年度は新型コロナウイルスの影響を見通せず限度額を維持していたため、引き上げは2年ぶりとなり、基礎賦課額が2万円引き上げ65万円、後期高齢者支援金等賦課額は1万円引き上げ20万円、介護納付金賦課額は前年度同額で据え置き、全体で3万円引き上げ102万円とする案で、地方税法等を改正するとしています。

## ●地方税法の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円

羽幌町の賦課限度額についても、地方税法の改正と同様に中間所得層の保険税負担が増大しないよう、限度額に達する世帯の割合が高くなることへの対応として限度額の引き上げを行ってきており、現行の賦課限度額は次のとおりとなっています。

●羽幌町の賦課限度額の推移

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
平成21年度改正（平成22年度賦課分）	47万円	12万円	10万円	69万円
平成22年度改正（平成23年度賦課分）	50万円	13万円	10万円	73万円
平成23年度改正（平成24年度賦課分）	51万円	14万円	12万円	77万円
平成26年度改正（平成27年度賦課分）	51万円	16万円	14万円	81万円
平成27年度改正（平成28年度賦課分）	52万円	17万円	16万円	85万円
平成28年度改正（平成29年度賦課分）	54万円	19万円	16万円	89万円
平成30年度改正（平成31年度賦課分）	58万円	19万円	16万円	93万円
令和元年度改正（令和2年度賦課分）	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度改正（令和3年度賦課分）	63万円	19万円	17万円	99万円

上記のとおり、羽幌町の賦課限度額の引き上げについては、条例改正後の翌年度賦課分から法定の賦課限度額を適用してきたため、国基準の1年遅れで適用となることが課題となっていました。国の社会保障制度改革で国民健康保険の運営が都道府県単位化されたことに伴い、北海道は道内の加入者負担を公平化する観点から、2030年までに北海道統一保険料を目指すことを掲げており、その取組みの一つとして道内全市町村の賦課限度額を法定額に統一する方針となっています。

これらを踏まえ、令和4年度から国が法定賦課限度額を引き上げる方針であることから、地方税法の改正に合わせ、次のとおり改正を行う予定です。

●羽幌町の賦課限度額の改正（案）

	基礎賦課額	後期高齢者支援金等賦課額	介護納付金賦課額	合計
令和4年度改正（令和4年度賦課分）	65万円	20万円	17万円	102万円

## 議 案 第 2 号

未就学児に係る被保険者均等割額の減税措置の導入について

## 2 未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置の導入について

国の全世代型社会保障改革を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正が行われることとなりました。

国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることとなり、その減額相当額を公費（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）で支援する制度が創設されました。

上記を踏まえ、本町では、国民健康保険の保険税について、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に係る被保険者均等割額を減額（10分の5）するため、条例の改正を行う予定です。

軽減措置については、子育て世帯への経済的負担の観点から、多子世帯や所得による制限をかけず、広く未就学児がいる世帯に対して、一律に軽減を行います。7割・5割・2割の低所得者軽減が適用されている世帯に関しては、低所得者軽減の適用後の残りの額に対して10分の5を軽減します。

# 報 告 第 1 号

国民健康保険税賦課方式の検討について

## 報告第1号 説明資料

報告第1号の資料について、ご説明いたします。

平成30年度より国民健康保険事業は都道府県単位化となり、都道府県と市町村が一体となって国民健康保険事業を運営することとなりました。

この運営にあたっては、北海道と市町村が共通認識の下で実施するとともに、事務の広域化や効率化を推進するため、統一的な方針として「北海道国民健康保険運営方針」に基づき羽幌町国民健康保険を運営しているところです。

今般、令和2年12月に改訂された北海道国民健康保険運営方針において、令和12年度を目途として統一保険料（同じ所得であれば全道どこにいても同じ保険料）を目指すとともに、令和8年度までに資産割を廃止することが明記されました。

現在の羽幌町国民健康保険税は所得割、均等割、平等割、資産割の4方式で賦課していますが、資産割部分を廃止し、残る均等割、平等割、資産割の3方式により賦課することとなります。

現行の4方式から3方式へ変更した場合、これまで資産割分として賦課していた額が不足するため、その不足分を残る均等割、平等割、資産割で補う必要が生じます。賦課方式変更に伴う保険税負担の急激な変動を抑えつつ、また、羽幌町国保加入世帯の構成状況に適した税率を導くため、これより様々な試算を行い、検討を進めたいと考えています。

今後の予定ですが、ある程度の試算結果がまとまり、具体的な内容でご説明できる状況になりましたら、改めて運営協議会の皆様へご審議賜りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、報告第1号の説明を終わります。

## 国民健康保険税賦課方式の検討について

### 1 国保税賦課方式の検討に至る背景

令和2年12月に改訂された北海道国民健康保険運営方針で令和12年度を目途として統一保険料を目指すとともに、令和8年度までを経過期間として資産割を廃止することが明記されました。

統一保険料とは、全道どこに住んでも所得が変わらなければ同じ保険料となることを目指すものであることから、道内の市町村が同じ賦課方式、賦課限度額である必要があります。

### 2 国保税の賦課方式

羽幌町の賦課方式は次の4つの要素（4方式）の合計により国保税を賦課しています。

- 「所得割」・・・所得に応じて賦課する金額
- 「均等割」・・・世帯あたり国保加入者の人数に応じて賦課する金額
- 「平等割」・・・国保に加入する全世帯へ平等に賦課する金額
- 「資産割」・・・固定資産税が課税されている方へ賦課する金額

資産割を廃止しこれまでの4方式から3方式へ変更する場合、これまで資産割分として賦課していた部分を、残る「所得割・均等割・平等割」でカバーする必要があり、それぞれの賦課割合について検討する必要があります。

（参考）平成20年度及び令和2年度における道内市町村の国保税賦課方式

平成20年度 ⇒ 4方式：142市町村    3方式：37市町村

令和2年度 ⇒ 4方式：85市町村    3方式：94市町村

### 3 賦課割合等の検討

4方式から3方式へ変更した場合の賦課割合について、羽幌町における実際の基準総所得金額等をもとに詳細な分析を行い、様々なパターンから検討する必要があるため、昨年11月より北海道国民健康保険団体連合会による「令和3年度国民健康保険料（税）賦課支援事業」に参加し検討を進めております。

ある程度の試算結果がまとまりましたら、改めて運営協議会の皆様へお諮りさせていただきます。